



けいそう  
**勁草法律事務所**

「疾風に勁草を知る」  
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって  
いつでも頼れる存在に」

稲荷町電停方面から当事務所所在ビル  
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約  
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

盆後半は台風襲来で予定を大きく変更された方もおられたのではない  
でしょうか。その後は一転して秋の長雨のような天候になり、一気に秋  
めいてきたように思います。暑さが峠を超えて後退し始める頃をいう、  
「処暑」は8月23日ですが、少し早い気もします。体調管理には引き  
続きお気をつけてお過ごし下さい。



今回は、遠い親戚からの相続についての相続放棄がいつまでできるかに関する記  
事と、まつ毛美容液で健康被害が発生した場合に関する記事が弁護士が作成しましたオリ  
ジナルの記事になります。法律以外の記事は今回は税務会計に関するものになります。

良い会社・事務所運営にお役立て頂ければ幸いです。

なお、「勁い草となるための勉強会」第16回を令和元年9月9日に行います。今回は  
理美容・エステ業界で今年度知りたい・ぜひ利用したい助成金の情報を助成金に詳  
しい社会保険労務士の先生にお話し頂き、その後当事務所所属弁護士より、理美容・エス  
テ業界で良くトラブルになりがちな法律問題などを取り上げます。詳細は以下の通りで  
す。まだお席がございますので、ご参加をご希望の場合はこのメールへのご返信でも結構  
ですのでご連絡下さい。

実施日時 令和元年9月9日（月曜日） 勉強会：午後6時から8時

場所 ロイヤルタワー2階会議室（広島市南区稲荷町1番1号）

参加費用：1000円

定員：10名（先着順）

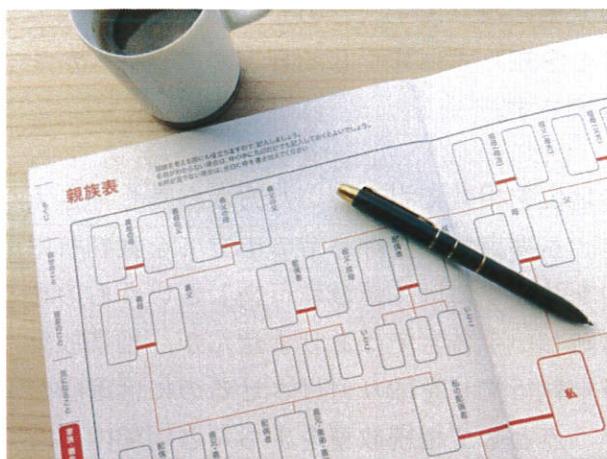
このメールマガジンはこれまで名刺交換させていただいた方等、ご縁を頂いた方へ配信  
しております。

## 遠い親戚からの相続についての相続放棄はいつまでできる？直近の最高裁判所の判断を踏まえて

19.08.17 | オリジナルメルマガ



先日ニュース報道されていましたが、相続をした方がいつまで相続放棄をできるのかという点について、最高裁判所により判断がなされました。これだけだと分かりにくいため、相続放棄の制度の意味や今回がどんなケースだったのかを踏まえて触れていくたいと思います。



### ○相続放棄の制度と期間の制限

相続放棄は、法律で決まった期間内に家庭裁判所で手続きをすることで、亡くなった方の相続人から外れることができる制度です。相続人から外れますので、財産も引き継ぎませんが、借金も引き継がないで済みます。そのため、亡くなった方に負債が多い場合は利用することが多くなります。

この制度には、期間制限（亡くなった方の死亡と自分が相続人になったことを知ってから3か月以内）とともに、例えば、亡くなった方の財産を勝手に処分した場合（面倒な例ですが、アパートを解約して中の荷物を処分したケース）等も相続放棄の手続きをすることができなくなるという制限があります。相続放棄の手続きをすることができなくなると、負債の支払義務も負ったままになることになります。

相続放棄があった場合には、法律で定まった後の順位の相続人が相続人となることがあります。例えば、亡くなった方の妻や子供が相続放棄の手続きをした場合には、亡くなった方の親、その親がすでに亡くなっている場合には亡くなった方の兄弟が相続人になります。この方たちも相続放棄を希望するならば、各人について先ほどの期間内（その他の制限も同じです）に相続放棄の手続きを家庭裁判所で行う必要があります。

#### ○最高裁判所で判断したケースはどんな場合だったのでしょうか？

亡くなった方Aさんには兄弟と妻・子供がいました。銀行からの借り入れをしていた会社の連帯保証人にAさんはなっていました。Aさんの生前に既に銀行から支払いを求める裁判を起こされ敗訴していたため、Aさんの死亡後にはAさんの子供たちは相続放棄の手続きを行っています。

相続放棄の手続きによって、相続人はAさんの兄弟になります。この兄弟のうちの一人であるBさんが、自分がAさんの相続人になったことを知らずに死亡し、Bさんの相続人がその子供であるCさんらであったというのが背景事情です。

既に裁判で勝訴した銀行はできる限り保証人の地位を相続で引き継いだ方から差し押さえ等によってお金を回収する必要が当然出てきます。差押自体は差押命令の申立てを裁判所にする必要がありますが、相続人に対してその効力を及ぼすには「承継執行文」というものを取り付ける必要があります。この取り付け自体は難しい手続きではありませんが、相続放棄によって相続人でないというためには、この「承継執行文」を取り付けさせるのには理由がないという必要があります。この理由がないという点として相続放棄をきちんと期間内に行ったかどうかが問題になったのが今回の裁判になります。

ちなみに、Cさんらは「承継執行文」等の郵送を受けて初めて、Aさんの相続人にBさんがなり、Bさんの相続人としてAさんの負債を引き継いだことを知ったという事情があります。この郵送を受けてからは3か月以内に相続放棄の手続きをしていることから、どこからこの場合に3か月の期間がスタートするかが重要な意味を持ちます。

## ○最高裁判所の判断と今後への影響は？

裁判所の判断の結論としては、Cさんらの異議を認めて、Cさんらの財産への差押えを認めません。その理由は第2審と最高裁判所では異なる点がありますが、最高裁判所の判断は概ね次の通りです。

相続放棄に3か月間どうするかを決める期間（期間制限）があるのは、相続することになりそうな方に、財産や借金の状況を調査し相続により引き継ぐかどうかを考える期間を与えるためのものです。こうした検討は、Cさんの場合には、BさんがAさんの財産を引き継ぐ相続人であることを知らないとできませんし、BさんがAさんの相続人になったことは今回のようなAさんの子供らが相続放棄をしない限りない上に親族の付き合いが疎遠であれば分かっていることでもありません。

こうした事を踏まえて、今回のようなケースでは、3か月のスタートはCさんらがBさんがAさんの相続人であることを知った時点（このケースでは「承継執行文」等の郵送を受けた時点）からスタートをするという判断をしています。

今回のケースは「再転相続」と呼ばれるある方になくなつてその方の相続人等が確定する前に、その相続人もなくなつて第2の相続が起きる場合についての判断です。相続放棄はこれができないとその方の今後に大きな影響を与えかねないものですから、今回こうした判断が出たことはある日突然請求などが来た際への対応に直結するものといえるでしょう。

---

## まつ毛美容液で健康被害が発生。販売をした方にはどのような問題・責任が出てくるでしょうか？

---

19.08.17 | オリジナルメルマガ



先日ニュース報道にて、国民生活センターの公表で昨年（2018年）まつ毛美容液を使った方が目に健康被害を受け、各地の消費生活センターに相談した件数が増えたとの話が載っていました。今年の件数はまだそこまでありませんが、かつてまつ毛エクステについて同様の健康被害と相談が増えたこともあります。今回販売業者の方の場合も含めて問題点に触れます。



### ○どんな問題なのでしょうか？

以下では、あくまでも国民生活センターの発表資料に依拠します。まつ毛美容液や育毛剤などと同じ成分を含んだ医薬部外品のものと化粧品として販売されているものがあります。まつ毛を長くする・ハリやコシを与える、まつ毛エクステやパーマで痛めた方にも使えるとの触れ込みで販売がなされているようです。

今回のトラブルは、まつ毛美容液を使うことで目の周りが腫れ、眼球にも影響を与えるというケースがあったというものです。ドラッグストアやネット通販・サロンでも販売しているものがあるようです。

今回問題となったまつ毛美容液がどの銘柄なのは公表されていませんが、育毛効果をうたう医薬部外品や化粧品の広告上の問題となりそうな事項が指摘されています。また、調査対象になったまつ毛美容液の銘柄自体は公表されています。詳しくは国民生活センターの発表資料末尾に出ていますが、これをもって調査対象銘柄が健康被害をもたらしたものとは言えない点には注意が必要です。

広告の問題については、医薬品関係は承認を受けた事項以外の効果を記載してはならないとするもので、化粧品にまつ毛が伸びるなどの育毛効果を記載するのは許容されている範囲を超えるもの・育毛剤として医薬部外品とされるものであっても、まつ毛の育毛効果までは承認されていないのではないかという点を指摘していると考えられます。いずれにしても、広告に関しては適正なものかどうか監督するのは役所であり、法令違反に対しては広告の是正と問題広告を出しているという点を公表される可能性があります。いわゆる風評リスクの問題が最低限あります。

#### ○健康被害について販売側などが責任を負うことはあるのでしょうか？

ここでいう責任とは、健康被害についての損害賠償責任というものです。これまでも化粧品関連での健康被害については、こういった製品に含まれる健康被害の原因となる製品や物質を製造した業者や販売業者に損害賠償請求をしたケースがあります。中には大規模な裁判となりニュース報道されたものもあります。

このような場合、製造した業者や販売した方が何かしらの報道があったからといって、賠償責任を負うわけではありません。販売業者の中には自社の商品として製造したかのような印象を与える記載をした方から単に販売取次ぎをした方も含まれます。前者は簡単に言えば自社商品として記載し販売をした業者を指します。

自社製品として表示した方は、製造した業者と同様に製品の「欠陥」によって生じた健康被害に対して賠償をする義務が出てきます。一連の自社商品として販売された化粧品関係の裁判では欠陥による健康被害が出たのかどうか・被害による損害がどの程度かが問題となっています。化粧品の使い方が本来の使い方と違っていた・利用している方の健康面その他の原因が大きい、化粧品で原因とされる物質が健康被害と結びつくかどうかが問題となります。こうした点は簡単に示すことができるものではありませんから、健康被害＝賠償責任とは簡単にはなりません。また、一回被害が出ても回復する可能性もあります。

これに対して、単に取り次いで販売をしたケース、ネット通販の一部やサロンなどで仕入れての販売では、通常分からぬ欠陥といえる場合や使い方や健康被害の可能性について説明を怠ったという場合でもない限りは賠償責任を負いません。結局欠陥といえるかどうかは先ほどの場合と変わりませんが、実際には賠償責任を負うかどうかにはハードルが存在します。同様に、説明を怠るかどうかは当時問題となる化粧品に含まれている物質の危険性が広くわかつっていた等の状況がない限り簡単には認められませんし、使い方をきちんと説明しておけばそう簡単に怠ったとは言えなくなるものと考えられます。ただし、商品の成分表示や広告面で大きく問題がある場合には、欠陥の存在が言いやすくなることもありますので、こうした点は気にかけておき、仕入れがあるのであれば仕入先にきちんと確認をする必要があるものと思われます。

実際、化粧品などに含まれる原因物質と健康被害の関係が争われたケースはこれまで多く、この種の化粧品などと健康被害との関係が問題になる場合では常に問題になると考えられます。

このほか化粧品には宣伝されているほどの効果が全くでなかつたということで広告面の問題や売買契約を取り消したい等のトラブルが起きる可能性があります。今回のまつ毛美容液での問題でもそうした相談が相当数あるようです。

---

## 法人税支払額に大きな差が出る？ “役員報酬”の目安

---

19.08.13 |



役員報酬を、どのように設定していますか？

役員報酬は設定額によって法人税の金額に大きな差が出るため、多くの経営者にとって頭を悩ませるポイントです。

特に起業したばかりの経営者は、法人税の支払い額を見越したうえで、資金繰りを考えなければいけません。

役員報酬の金額の目安は、どのくらいなのか？

役員報酬をいくらに設定すると、節税につながるのか？

今回は、こうしたお悩みを解消する、役員報酬の設定についてご説明します。



役員報酬を高くすると資金繰りで困る場合も

役員報酬の金額を決めるときは、多くの場合『役員が受け取る報酬』と『支払う税金（法人税）』を比較して検討します。

現状の税法では、役員報酬の損金算入額には制限があるからです。

そのため、節税できる範囲（損益算入）で設定する必要があります。

このことを知らずに役員報酬を高額に設定してしまうと、後々、資金繰りで困ってしまう場合があります。

会社の利益を抑えて法人税の納税額を少なくしようとしても、役員報酬が損金として認められず、想定以上に法人税が高くなるケースがあるからです。

起業したばかりの経営者の方は、特にこの点に注意するようしましょう。

なお、現在の税務上で会社の損金として認められている役員報酬は次の通りです。

- ・定期同額給与
- ・事前確定届出給与
- ・利益連動給与
- ・退職金
- ・ストックオプション
- ・使用人部分の給与のうち相当なもの

これらに当てはまらない役員報酬は損金になりません。

また、その役員の職務内容や類似法人の支給状況と照らした場合においても、職務の対価として相当な金額である必要があります。

社員に支払う給与と比べて、役員報酬には税務上、さまざまな制限があります。

そのため、『役員が受け取る報酬』と『支払う税金（法人税）』を比較して決めることがあります。

### 利益を会社と個人でどう分けるかがポイント

法人税などの税金を考慮して役員報酬を設定するとき、事業で得た利益を『会社』と『個人』でどう分けるかがポイントとなります。

たとえば、利益が1,000万円で役員報酬が500万円の場合、

- ・会社の利益：1,000万円 - 500万円 = 500万円（これに法人税がかかる）
- ・個人の利益：500万円（これに所得税がかかる）

それぞれの利益や所得金額によって、法人税や所得税の税率が変わりますが、この税率の差が節税につながります。

法人税は、中小法人の場合、課税所得が800万円を超えると税率が上がるため（約34%）、会社の利益が800万円超となるかどうかが、役員報酬を設定するときの判断ラインとなります。

所得税は所得控除もあるので一概には言えませんが、年収600万円であれば20%の税率で収まると考えられるため、このあたりを一つの目安として考えることができます。

役員報酬は事業年度の初めに決めて、その後特別な事情がない限り、原則1年間は変更できません。

会社の資金繰りにも影響する大事なものなので、設定する際はよく考えて、決定しましょう。

※本記事の記載内容は、2019年8月現在の法令・情報等に基づいています。